

# 水道局からのお知らせ

## 水道管の凍結・破裂に注意 ～水道管にも防寒を～

寒波の季節です。外気温が氷点下になると水道管の凍結・破裂が現れます。寒波が来る前に水道管の自主点検を行い、凍結や破裂を未然に防ぎましょう。

凍結しやすい箇所は  
○屋外で露出している  
○北向きや風当たりが強い

凍結を防ぐには  
○管に厚手の布や市販の保温チューブなどを巻いて保温する  
○自然に溶けるのを待つか、タオルや布などをかぶせ、その上からぬるま湯をかけてゆっくり溶かす(熱湯を直接かけると管が破損することがあります)

破裂した時は  
○止水栓を閉めて、市指定工事業者または水道局へ連絡して下さい

休日・夜間の緊急時の応急修理は、水道局が24時間体制で受け付けています。問合せ 水道局お客さまセンター(☎6991・6777)

### 室内修理は市指定工事業者へ

宅内の水漏れ修理は、お客さまが「市指定工事業者」に直接申し込んで下さい。修理の対応が可能な市指定工事業者は、水道局ホームページ(☎http://www.mori-guchi-studio.jp)に掲載しています。

また、各公民館に一覧表を設置していますので、利用して下さい。

## 平成26年工業統計調査を実施

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利用されます。

調査時点は平成26年12月31日(水)です。12月下旬から調査員(「調査員証」携帯)が調査に向いますので、調査票への回答をお願いします。

問合せ 法制文書課統計係(☎6992・1428)

## ご存知ですか？ 宅地建物取引業人権推進 指導員制度

府では、宅地建物取引の場において発生している入居差別など、さまざまな差別をなくすため、業界団体と連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組んでいます。

人権推進指導員は、社内従業員に対して人権に関する教育・啓発を行い、人権意識の高揚に取り組んでいます。

人権推進指導員を置いている宅建業者は、営業所に

ステッカーを掲示して下さい。詳しくは、府ホームページ(☎http://www.pref.osaka.jp/kensin/sido-jinken/index.html)をご覧ください。

問合せ 府住宅まちづくり部建築振興課(☎6941・0651)



## 12月は大気汚染防止推進・地球温暖化防止月間

冬季は自動車交通量の増加、暖房などにより、大気汚染物質濃度が高くなる傾向があります。

**排気ガスの減量**  
移動の際には、できるだけ自転車や公共交通機関(バスや電車)を利用しましょう。

**エコドライブ**  
アイドリングストップ、加減速の少ない運転などを心がけましょう。

冬の省エネ  
電気製品を長時間使わない時は、コンセントから抜くようにしましょう。

また、テレビや照明器具のつけっぱなしに気を付けましょう。

問合せ 環境政策課(☎6992・1508)

## 美化ボランティア活動など 活動登録申請受付中

まちの美観を損ねるたばこの吸い殻、空き缶などのポイ捨てごみや、交通の支障となる道路上の違反広告物をなくして、美しいまちづくりを推進していくために「美化活動団体」と「はがし・たい」の登録申請を受け付けています。

登録すると、活動用具やごみ袋などを提供します。

対象  
○美化活動団体など(ポイ捨てごみやなどの美化清掃活動)

定期的な地域の清掃を行うなど地域の美化活動を継続している会社、団体、個人

○はがし・たい(道路上の違反広告物の除却活動)

町会など5人以上(18歳以上)で市内在住・職・学)で構成する団体

問合せ 環境政策課(☎6992・1511)

## 守口の 대기

10月の大気汚染状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、各測定局とも環境基準を下回っていました。

問合せ 環境政策課(☎6992-1508)

10月の大気汚染状況(1時間値の月平均濃度)

測定局	第1測定局 (児童センター)	第2測定局 (大日東公園)	第3測定局 (錦公民館)
大気汚染物質			
二酸化硫黄	0.003ppm	0.003ppm	0.004ppm
二酸化窒素	0.014ppm	0.016ppm	0.015ppm
浮遊粒子状物質	0.019mg/m <sup>3</sup>	0.011mg/m <sup>3</sup>	0.018mg/m <sup>3</sup>

## 歳末警戒を実施

12月11日(水)～31日(水)

歳末になると、「人・物・金」の動きが活発になり、犯罪や交通事故も増加します。

市内でも、ひったくりなどの街頭犯罪や、女性・子どもが被害となる犯罪が増加しています。

市民のみならず、日ごろから防犯意識を高め、各種犯罪などの被害や交通事故に遭わないように注意して「安全・安心なまち守口」を築きましょう。

重点  
○街頭犯罪の抑止活動の強化  
○金融機関およびコンビニエンスストアにおける強盗などの犯罪の抑止活動の強化  
○交通死亡事故に直結する飲酒運転を中心とした取締りおよび薄暮対策の強化

問合せ 守口警察署(☎6994・1234)

## 年末年始の火災を防ぼう

消防署では、火災の予防と火災による被害の軽減を目的として、12月10日(水)～1月3日(日)の間、年末年始火災警戒を実施します。

年末年始で忙しい時期ですが、火の取り扱いには十分な注意をお願いします。

**火の用心のポイント**  
○家のまわりに燃えやすいものを置かない  
○寝たばこやたばこの投げ捨てをしない

○コンロの火をつけているときはその場を離れない  
○マッチやライターは、子どもの手の届く所に置かない

○電気器具は正しく使い、たこ足配線をしない  
○ストーブには燃えやすいものを近づけない

問合せ 守口消防署(☎6993・0119)

## 灯油・暖房器具の安全な取り扱い

暖房器具が恋しい季節となりますが、次に掲げるチェックポイントをきちんと守り正しい取り扱いをして、火災には十分注意して下さい。

**☆チェックポイント**  
○灯油は冷所に保管  
○灯油の容器は密閉  
○灯油の保管場所付近では火気厳禁  
○ストーブを使用する際は、定期的な点検を実施  
○ストーブを移動する時は、必ず消火してから行う

○洗濯物をストーブの上で乾かさず、  
○ストーブ周辺は、整理整頓し、燃えやすいものや整髪剤などのスプレー缶を近づけない  
○少しでも異常を感じたら、すぐに使用をやめ、専門業者に点検をしてもらう

問合せ 守口消防署(☎6993・0119)

## 放火に注意

昨年の火災の原因で最も多いものは放火(疑い含む)であり、市民のみならず多くの被害を与えました。

放火による火災を防止するため、次のことに注意して下さい。

**放火を防ぐポイント**  
○屋外に燃えやすいものを放置しない

○郵便受けなどに新聞などをためない  
○家の周囲を明るくし、外部からの死角をなくす  
○自動車や単車のカバーを使用するときは、燃えにくい防炎製品を使う

問合せ 守口市門前消防組合消防本部予防課(☎6906・1302)

## 保管中の放置自転車をお引き取り下さい

自転車の撤去は、土・日曜、祝日も実施しています。放置はやめましょう。

保管期間 移送の告示日から1か月  
処分日 12月20日(10月撤去分)

心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所(☎6902・2340)へお越し下さい。

返還時間 毎日午前10時～午後7時

返還を受けるには、住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2,500円、原動機付自転車4,000円)が必要です。

ただし、移送の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは、免除の対象になります。

